

質問第五八号

教育現場におけるタブレット等の準備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年六月六日

宮 沢 由 佳

参議院議長 山東 昭子 殿

教育現場におけるタブレット等の準備に関する質問主意書

高等学校において、入学時に説明のなかった教材、しかも高額なタブレットやパソコン（以下「タブレット等」という。）を保護者が購入させられる事例があると承知している。そこで、高等学校教育と義務教育における今後のICT教育に関する機材に関して、以下質問する。

- 一 高等学校で必要とされるタブレット等の購入について、購入費用は全額保護者が負担するのか。それとも、保護者の所得等に応じた購入費用に対する国や自治体（以下「国等」という。）の補助があるのか。
- 二 小学校及び中学校で必要とされるタブレット等の購入について、購入費用は全額保護者が負担するのか。また、小学校及び中学校における保護者負担が現在ないのであれば、今後も保護者負担なしの方向性を維持するのか。
- 三 高等学校では学科によって学びが異なり、授業も異なるので、それぞれの学科、授業に対応したアプリをインストールしなければならぬと考えられるが、アプリの購入費用は全額保護者が負担するのか。また、その場合、アプリの購入費用に対する国等の補助があるのか。

四 前記一から三に関し、タブレット等に必要なカバン等も国等の補助の対象となるのか。

五 高等学校や自治体で一括してタブレット等を調達することはしないのか。また、高等学校の授業において、タブレット等の代わりにスマートフォンを活用する考えはあるか。政府の見解を示されたい。

右質問する。